

経済産業振興関係

<商工関係>

- 1 地域経済の活性化、雇用の確保を図るため、各業界及び企業との連携や連携中枢都市圏構想等による周辺自治体との連携を一層図りながら必要な対策や支援を行うとともに、企業訪問等を引き続き進めること。
- 2 企業立地の実現に向けて、企業の意向や地権者アンケート等を踏まえた産業用地開発の進捗を図るとともに、企業誘致活動に積極的に取り組み、産業立地ビジョンの目指す姿の実現に努めること。
- 3 関連団体と連携して、「長野市中心市街地活性化基本計画」事業を推進するとともに、商店街団体や㈱まちづくり長野などの実施する事業を積極的に支援し、中心市街地の活性化を図ること。
- 4 「ものづくり支援センター」を核に高等教育機関や企業などとの産学官の連携による研究開発活動を積極的に推進し、新技術や新製品の開発支援に努めるとともに、異業種交流や人的ネットワークの拡大を図り、企業間連携を促進すること。
また、施設が老朽化しているため、計画的な長寿命化等を図ること。
- 5 経営環境が厳しい中小企業者に対し、十分な融資制度資金枠及び保証料補給金の確保を図る等、適切な支援を行うこと。
- 6 長野商工会議所、長野市商工会及び信州新町商工会について、将来的な視点に立って、団体間の連携等に関する研究・協議を支援するとともに、小規模事業者をはじめ市内商工業者の経営改善指導と地域振興活動に対し、積極的に支援を行うこと。
- 7 本市の特産品、特産物を広く内外に紹介し、販路の拡張を図るよう努めること。
- 8 須坂市に開業した大型商業施設について、その開業後の動向を注視し、市内の商工団体、商店会等と連携しながら、本市の店舗の魅力向上など必要な対応策等を講ずること。
- 9 人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、企業ニーズを掘り起こし、中小企業の経営力・販売力の強化やデジタル化・DXを含めた経営革新を支援すること。
- 10 生産労働人口の減少等により、あらゆる業種で深刻となっている人材不足を解消するため、各種キャリア教育や子育て後のリカレント教育などを積極的に支援するなど、人材確保対策を推進すること。

<労政関係>

11 公共職業安定所、ジョブカフェ信州、その他関係機関と連携し、市民の就労支援を推進すること。

特に次代を担う若年者の就労支援や職場への定着に必要な対策を推進すること。

12 国・県・関係機関と連携し、仕事と育児・介護の両立など、柔軟な働き方の実現に向け支援対策を推進すること。

13 中小企業等の勤労者の福利厚生向上に努めること。

14 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かせるよう配慮するとともに、高齢者の就労形態に合わせた就労が図れるよう、シルバー人材センターでの取り組みを強化するなど、多様化する高齢者の就労ニーズへの対応を推進すること。

15 勤労者福祉施設については、勤労者の活躍を支援する施設として、市民ニーズの把握に努めること。

<イノベーション関係>

16 「スマートシティNAGANO基本計画」に基づき会員企業のオープンイノベーションを加速させるとともに、実証プロジェクトの社会実装に向けて積極的に取り組むこと。

17 学術や先端技術を活用し、本市の特性を生かした未来志向の新産業の創出についてさらなる調査・研究を行い、産業化に向けた取り組みを推進すること。

18 地域経済の活性化に資するスタートアップの集積やグローバル展開を図るため、国・県等と連携し、起業意識醸成や事業構想から起業・成長に至るまでスタートアップの成長支援に取り組むこと。

19 市内企業と首都圏の企業や外部・副業人材とのマッチングなどにより市内企業の課題解決、新規事業創出、事業拡大の支援に取り組むこと。

観光文化関係

- 1 「観光振興計画」に掲げる戦略方針に基づき、観光入り込み客数及び観光消費額を増やすための施策を積極的に導入し、地域経済の活性化と地域コミュニティの活性化を推進すること。
- 2 観光誘客事業の展開や受入環境整備に積極的に取り組み、新たな観光スタイルの構築や、持続可能な観光誘客を図ること。
- 3 長野市の観光資源や観光イメージについて、旅行雑誌やホームページ、SNSなど様々な方法で広報活動を強化することにより観光客の増加に努めること。
- 4 飯綱高原の観光振興にあつては、森の駅 Daizahoushi を中心に、飯綱高原全体の活性化に向け、誘客強化を図るとともに、旧飯綱高原スキー場関連の施設については、その立地特性等を活かした広域的な利活用を検討し、新たに設置されるサッカーグラウンドの活用に関しても情報発信を強化し、他部局と連携し、飯綱高原全体の魅力向上と持続的な観光地づくりを推進すること。
- 5 戸隠地域の観光振興については、観光施設としての目指す方向性を明確にした上で、コスト削減努力をするとともに、必要な投資を行い、持続可能な観光産業の実現に向けた基盤整備に取り組むこと。
- 6 広域観光については、広域観光推進組織を活用し、インバウンドにも対応した広域観光ルートの造成やメニューの充実に努めるとともに、集客プロモーションパートナー都市との連携を密にし、観光客の増加と市内での滞在時間の延長を図ること。
- 7 北陸新幹線延伸に伴う観光、産業などにおける地域間の交流人口の動向に基づき、北陸3市とも連携を図る中で、京都・大阪・神戸など関西主要都市からの誘客を図ること。
併せて、長野駅を観光ハブ駅と位置付け、観光客に対する情報提供などの機能拡充を図ること。
- 8 長野市ガイド協会の活動を支援し、善光寺表参道における歩いて楽しむ仕組みづくりの一層の推進とその定着に努めること。
併せて、その他市内のガイド組織についても育成等の支援を行うこと。
- 9 自然・歴史・文化など、その地域の誇りうるものを素材とする観光まつり等を支援・育成し、観光の魅力づくりと個性的でにぎわいに満ちた地域づくりを進めること。
- 10 外国人観光客（インバウンド）の取り込みに関して、（公財）ながの観光コンベンションビューローをはじめ、県や北陸新幹線沿線都市等と連携し、誘客戦略に基づいた受入環境の整備、効果的なプロモーション等を進めること。

また、日本人を含む観光客の快適な移動手段の確保や災害時の安全性対策なども検討しておくこと。

11 映像を通じて本市の知名度の向上を図り、観光客の誘致につなげるため、フィルムコミッションの活用を図ること。

12 (公財)ながの観光コンベンションビューローの組織の強化・充実を図り、国内外からのコンベンション並びに観光客誘致の活動に積極的に取り組み、「観光・コンベンション都市」としての活力あるまちづくりを推進すること。

13 地域の自然、歴史、文化を活かした魅力あるまちづくりの一環として、観光施設の整備を計画的に実施すること。

また、里山などの豊かな自然に親しむトレッキングコース整備については、地域との協働により、積極的に推進すること。

14 松代象山地下壕は、平和な世界を後世に伝える貴重な戦争遺跡として、引き続き環境改善の取り組みを進めること。

15 松代荘を長野市の観光の主力となる拠点として活用し、地域経済の活性化とにぎわいの創出につなげること。

16 ながの祇園祭御祭礼屋台巡行を本市にとって重要な行事として支援し、にぎわいの創出とさらなる観光交流人口の拡大に取り組むこと。

また、無形民俗文化財指定に向けた調査を進め、指定後は屋台について、デジタル技術の活用も視野に入れた記録保存を検討すること。

17 長野五輪で学んだボランティア精神や国際交流活動、また、応援する気持ちなどの無形の財産を次世代を担う子ども達に継承し、国際都市NAGANOのまちづくりに取り組むこと。

18 長野五輪での国際交流を象徴する「一校一國運動」等、オリンピック・パラリンピック開催都市としての経験や使命を果たしていくこと。

19 国際化への対応を促進するとともに、教育委員会と連携して市民の国際感覚を育成すること。

併せて、多文化共生社会の一層の充実を図るため、在住外国人を対象とした日本語講座等への支援を促進すること。

◎20 令和9年に開催される善光寺御開帳は、多くの観光客等が本市を訪れる機会となることから、令和8年から令和10年に開催されるデスティネーションキャンペーンを含め、誘客につながる効果的な取り組みを行うこと。

- 21 「文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」の基本理念に基づき立案した「文化芸術振興計画」を推進していくために、市民の文化・芸術の振興に関わる施設整備や具体的な事業などを積極的に実施すること。
- 22 長野市芸術館については、本市の文化芸術振興の拠点施設としての役割を果たすため、市民が気軽に集い、憩いと交流の場となるような環境づくりを行うこと。
- 23 長野市芸術館で、市民の活発な文化芸術活動が行われたり、市民が優れた文化芸術を鑑賞できるよう、指定管理者である長野市文化芸術振興財団と連携して事業を実施すること。利用者から寄せられているハード、ソフト両面での改善・改良要望には、利用者の立場に立ち適切に対応すること。

また、松代文化ホール及び東部文化ホールについても、地域の活動団体等と連携し、文化・芸術の振興を図ること。
- 24 地域に伝承されている伝統芸能等の保存伝承活動への支援や交流の場の充実を図ること。
- 25 中学校部活動地域展開について、文化芸術活動を行う団体等の運営基盤強化への支援や、活動拠点となる施設の整備など、受け皿となる環境の整備を推進すること。
- 26 文化財の保護及び活用を積極的に進めるため、文化財の調査体制の充実を図るとともに、伝統環境や文化的景観などの広域的な景観保存のための措置を検討すること。

また、文化財を観光資源として有効活用し、文化財保護の充実を図ること。
- 27 戸隠重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業に対して、着実な支援を検討するとともに、歴史的景観を活かしたまちづくりを進めること。
- 28 国史跡大室古墳群へのアクセス道路を整備し、古墳群の利活用を促進すること。
- 29 地域に伝承されている伝統的な祭り・行事等の民俗文化財の保存伝承活動に対する助成措置の充実を図ること。
- 30 博物館について、市民や訪れる人のニーズに沿った展示となるよう、内容及び施設の充実を図ること。
- 31 史跡松代城跡の第二期整備事業を促進すること。

併せて、松代の歴史文化の情報発信拠点として真田宝物館の建替え及びその周辺環境の整備を早期に事業化すること。
- 32 埋蔵文化財センターの資料公開等について充実を図ること。

スポーツ関係

- 1 「文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」の基本理念に基づき立案した「スポーツ推進計画」を推進していくために、市民のスポーツの振興に関わる施設整備や具体的な事業などを積極的に実施すること。
- 2 スポーツ振興基金を活用し、選手育成や指導者の育成・確保などにより競技力向上を図り、スポーツの振興を積極的に推進するとともに、ボランティア精神の醸成に努めること。
また、オリンピック施設の有効活用の観点からも、各種国際競技大会等を誘致すること。
- 3 全国中学校体育大会（スピードスケート競技・フィギュアスケート競技）の後継大会も検討しながら全国大会を継続的に開催すること等により、スケート競技の振興に努めるとともに、スポーツによる地域振興を推進すること。
- 4 地域密着型プロスポーツチームのＡＣ長野パルセイロ（サッカー）、ボアルース長野（フットサル）及び信州ブレイブウォリアーズ（バスケットボール）と連携し地域の活性化を推進すること。
また、児童、生徒との交流を図り、市有スポーツ施設を有効に活用し青少年健全育成に活かすこと。
- 5 児童生徒の体力向上と健全育成に併せ、冬季スポーツ等に係る教育を積極的に推進するため、小中学生が市有スポーツ施設をシーズンとおして無料で利用できる支援策を講ずること。
- 6 ＪＯＣと長野市とのパートナー都市協定を活かし、国内トップアスリートの育成強化及びオリンピック施設の有効活用等に努めること。
- 7 長野冬季オリンピック競技大会開催時の施設は、いずれも経年劣化してきていることから、計画的な施設の長寿命化等について検討すること。
また、スポーツ施設のあり方については、市民スポーツの動向や需要などを注視し、利用者負担など公共施設マネジメントの考え方や、市民の合意形成に十分配慮しながら検討を進めること。
- 8 スパイラルについては、夏期のトレーニング施設として活用を図るとともに、地域の活性化につながるような活用について検討すること。

- 9 オリンピック施設を含む大規模施設については、将来にわたり有効に活用され、効率的な運営ができるよう施設管理者等との連携を強め、オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックスによる知名度を活かし、国際競技大会などイベントやコンベンションの積極的な計画・誘致を行い、誘客に努めること。
- また、現在や将来の市民ニーズを見据え、各施設のコンセプトや利活用の方向性を検討し、利活用の最大化を図ること。
- さらに、長野オリンピックミュージアムのさらなる広報の充実で、インバウンドをはじめとする多くの方々の来場を促すこと。
- 10 本市の生涯スポーツ等の推進のため、ニュースポーツ等の普及及び施設整備、また、総合型地域スポーツクラブの新たな開設や既存クラブへの支援等を推進し、スポーツを通じての地域や仲間づくりによる健康づくりの施策を積極的に推進すること。
- 11 保健福祉部と連携し、障害者のスポーツ振興を図ること。
- 12 長野県での開催が決定している第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会に向けて、本市においても万全の準備体制を整えること。
- 競技会場については、必要に応じて計画的に長寿命化改修を実施すること。
- また、新たな施設整備については、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点や災害発生時の活用を踏まえた整備を行うこと。
- さらに、この機会にハード面だけでなく、市民のスポーツに対する機運を高めること。
- 13 地域スポーツクラブ・スポーツコミュニティの設立や推進においては、支援・協力を行うこと。
- 14 健康増進や健康寿命延伸につながる生涯スポーツを推進すること。
- 15 中学校部活動地域展開について、スポーツ活動を行う団体等の運営基盤強化への支援や、活動拠点となる施設の整備など、受け皿となる環境の整備を推進すること。
- 16 スポーツと他産業の連携による新産業を創出するなど、スポーツの成長産業化を推進すること。
- 17 エムウェーブ及びビッグハットの冬期利用を促進するため、スケート場の利用者増に向けた取り組みを行うこと。
- ◎18 e スポーツへの支援については、メリット・デメリットや国内外の動向などを踏まえながら、関係部局と連携して調査研究を進めること。
- 19 スポーツ施設の老朽化に伴う施設、設備の更新については、公共施設個別施設計画に基づき計画的な保全改修を行い、施設及び設備の長寿命化を図ること。

また、維持管理のための施設利用者負担の見直しや無料施設への利用者負担の導入も検討すること。

20 「ホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョン」の目標達成に向けて取り組みを強化すること。特に昇降格のあるプロリーグにおいては、所属するカテゴリーにより市外・県外からの観客動員数や、それに伴う経済波及効果に大きな影響があることから、各プロスポーツチームの昇格に向け、より一層の支援を行うこと。

21 様々な社会的価値を有するプロスポーツチームと連携し、社会課題の解決を図るとともに、「スポーツを軸としたまちづくり」をより一層推進すること。

特に部活動の地域展開では、プロスポーツチームが果たせる役割は少なくないため、連携した取り組みをより一層推進すること。

22 昨今の猛暑を鑑み、熱中症対策は喫緊の課題であることから、社会体育館への空調設備の設置を推進し、体育館利用者に一年を通して安全安心なスポーツ環境の提供を図ること。

23 河川敷運動場に設置されている仮設トイレについては、ほとんどが和式であるうえ、清潔さやプライバシーの観点から利用者に抵抗があるため、あらゆる利用者が安心して使用できるよう環境改善を図ること。

また、運動場の定期的な整備の充実や草刈りなどの維持管理を行うにあたっては、外注なども検討すること。

農 林 関 係

<農業関係>

- 1 農業者と市民の暮らしを支える活力ある農業及び農村の確立に向け、第二期長野市農業振興アクションプランを効果的に実行すること。
- 2 国際的な経済連携協定による本市の農林業への影響が懸念されるため、長野県及び農業協同組合、森林組合等関係団体と連携し、農林業従事者及び関係機関等に対し適切な情報提供及び今後の対応など必要な指導を行うこと。
- 3 地球規模での食料不足や食の安全が危惧されるなか、地産地消の推進など本市においても安全・安心な食料の確保に努めること。
- 4 地政学上のリスクや円安の影響により高騰する肥料・燃料・資材・運賃等の価格が経営を圧迫しているため、国・県の動向を注視し、生産農家への情報提供や補助等、営農継続へ迅速・適切な対応をすること。
- 5 農業従事者の高齢化と担い手不足が進んでいることから、「農×食」体験ツアーや本市農業のPRを一層充実させることで農業に意欲的な新規就農者（Iターン、Uターンなどを含む）を市内外から募り、地域の核となる優れた農業の担い手を確保・育成するとともに、新たな担い手が自立・定着できる支援体制の構築を進めること。
また、「地域計画」については、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地の集積・集約化を進めながら、計画実現のための取り組みを、定期的な懇談も含め、地域農業者とともに実行すること。
- 6 長野市農業研修センターでの研修内容を一層充実させることで、多様な人材を新たな農業の担い手として育成し、本市農業の振興を図ること。
特に、定年帰農者は新たな就農者として欠かせない人材であることから、農地の賃貸借など農業施策・制度について周知し、担い手確保を進めること。
- 7 農業の担い手不足の解消と、障害者の社会参画を実現していくために、長野市農業公社などと連携し、農福連携に取り組む障害者就労事業所を増やすとともに、農業による障害者の自立支援につながるよう事業の充実を図ること。
- 8 農業ミッションで就任した地域おこし協力隊員が、任期を終了した後においても地域で定住・定着し、農業振興に携わっていただけるような働きかけや支援に努めること。
- 9 長野市農業公社において、農家の作業を支援する農作業お手伝いさん事業や、農業法人化を促す「農業支援事業」、農地の利用集積などの「農地対策事業」、『ながのいのち』推進事業などの「マーケティング開発事業」を積極的に推進すること。

- 10 農作業の省力化と共同利用の促進を図るとともに、地域リーダーを育成するため、必要とされる農業機械の購入に対し積極的に支援すること。
- 11 多くの市民が土に親しみ、収穫の喜びと健康増進を図りながら、農業に対する理解を深める場とするため、「市民菜園」の開設について積極的に支援すること。
- 12 I o Tやドローンなど先端技術を活用したスマート農業の推進により、生産性及び農産物の品質の向上を図り、持続可能な産地づくりを行うこと。

また、自らの創意工夫により意欲的に取り組む農業者にスマート農業用機械が普及するよう積極的に支援すること。
- 13 市内産農畜産物のPR及び6次産業化など、マーケティングの強化・ブランド化対策を講ずること。

特に、トップセールスやイベントを通じた情報発信により果樹産地としての認知を広めるとともに、生産者と事業者や店舗をつなげ、販路開拓や消費拡大による農業経営の安定化を支援すること。

さらに、市内産農産品の輸出について海外市場の動向を注視しつつ、国の制度を活用するなど、県や関係機関と連携し、輸出拡大について調査研究すること。
- 14 中山間地域の農家等団体が行う農家民泊や農業体験交流を支援して、都市部の子どもたちと住民とのさらなる交流機会の増加を目指し、受入れ体制の拡充を図ること。
- 15 果樹振興対策として、りんご、もも、ぶどう等の栽培を積極的に支援すること。

併せて県等とも連携し、新品種、新技術の導入促進を行うこと。

特に、新品種の導入促進については、ヘーゼルナッツなどへの樹種転換も含め、気候変動に強く、軽作業で栽培できる品種への早期かつ集中的な取り組みを進めること。
- 16 ヘーゼルナッツ生産支援をするため予算の拡充を図るとともに、生産指導を含めヘーゼルナッツ生産者への支援に努めること。
- 17 凍霜害、ひょう害、台風被害など果樹栽培には多くのリスクがあることから、果樹共済への加入促進を図ること。

併せて、災害を含め様々な要因による収入減に対応可能な収入保険への加入促進を図り、支援拡大を図ること。
- 18 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業に農業者等が円滑に取り組めるよう、積極的な支援を推進すること。
- 19 農地の遊休荒廃化の防止及び地産地消を推進するため、「地域奨励作物支援事業」により、小麦・大豆・そば・枝豆の栽培を支援すること。

- 20 中山間地域に適した作物として導入している、えごまなどの栽培拡大を支援するとともに、さらなる適切な栽培品目や栽培方法等の検討、導入など、中山間地域農業の支援を強化すること。
- 特に、ワイン用ぶどうについては、本市ワインの将来的な生産拡大を見据えて原料ぶどうの栽培拡大を支援し安定供給を図るとともに、ワイナリーを設置した事業者と連携しながら産地としての知名度を高める取り組みを進めること。
- 21 環境保全と資源の有効利用を図るため、環境への負荷が少なく、農作業の軽減が図られる環境にやさしい農業資材として、生分解性マルチの導入を促進するとともに、生物利用等環境保全型農業（性フェロモン・天敵利用）の推進を図ること。
- 22 水田農業を守り、未来へ受け継いでいくため、国の経営所得安定対策の促進を図るとともに、米の安定生産を積極的に推進すること。
- 23 地産地消事業を推進し、地元の安全・安心な農畜産物の消費拡大に努めること。
- 24 国が策定した「みどりの食料システム戦略」を推進し、環境にやさしい農業を推進するため、有機農業や減農薬・減化学肥料等環境負荷低減への取り組みの普及を図ること。
- 25 喫緊の課題となっている耕作放棄地の解消を図るため、再生・利用に対し積極的に施策展開を図り支援すること。
- 26 農業生産性の向上と経営安定化を図るため、基盤整備事業を推し進めるべく、県と連携を図り推進すること。
- 27 災害を未然に防止するため、ため池等の整備改修を積極的に推進すること。
- 特に防災重点農業用ため池について、重点的に安全対策の実施を図ること。
- 28 干害対策として、水路や揚水施設等の整備・改修を重点的に継続実施すること。
- また、農業用水の安定確保と豪雨時の維持管理の軽減を図るため、建設部局と連携した水門の電動化、自動化及び遠隔化の事業促進を図ること。
- 29 中山間地域などに対し、農業基盤整備を推進すること。
- 30 湛水^{たんすい}防除のための排水機場については施設改修と整備を図り、管理人等の確保と研修により維持管理に万全を期すること。
- 31 土地改良施設の老朽化が進んでいることから、更新、及び長寿命化を図るための改修事業を計画的に実施すること。
- 32 野生鳥獣による農林業被害の軽減に向け、地域間等の連携を図りながら、駆除・個体数調整や防除対策、環境整備対策の積極的な推進と支援策の拡充を図ること。

特に、近年全国で多発しているクマによる人身被害防止に向け、積極的に対策を推進すること。

33 有害鳥獣捕獲従事者と連携し、ジビエ加工センターに搬入される捕獲個体の増に努めること。

34 農林業被害の軽減とジビエ活用による地域活性化を目指し、ジビエ加工センターを活用し、有害捕獲した個体のさらなる有効利用に努めること。

併せて、ジビエ振興について、国、県、周辺市町村との連携を図ること。

35 C S F（豚熱）の影響により休止しているジビエ加工センターへのイノシシ搬入の再開に向け、県と連携するなど適切な対応に努めること。

<林業関係>

36 森林資源の保全のため、近年、増加傾向にある松くい虫被害木の処理拡大を図るとともに、森林環境譲与税を有効に活用し、森林資源の利活用のための搬出間伐のほか、山地災害防止などの森林整備を推進すること。

37 利用者の安全な通行を確保し、森林資源の利活用を促進するため、林道・林業専用道（旧作業道）等の林内路網の整備を積極的に推進すること。

38 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事において、間伐材を含め市内産をはじめ県内産の木材の積極的な利用を推進すること。

39 新たな集成材の導入の検討など、県と連携しながら、森林資源の有効活用について調査・研究すること。

40 森林・林業体験などの施策を推進するとともに幼少期から木育に取り組むなど、市民の森林・林業への関心を高めること。

41 適切な森林整備を進めるため、林業従事者（担い手）の確保・育成を図ること。

教 育 関 係

- ◎ 1 次期長野市教育振興基本計画の策定にあたっては、国の動向を注視しながら、必要に応じて関係部局と連携して進めること。
- 2 本格的な少子人口減少社会を見据え、かけがえのない児童・生徒が望ましい教育環境で学ぶことができるよう、活力ある学校づくり検討委員会の答申や特別委員会の提言を踏まえて、子どもの自主性、自立性を尊重した「笑顔あふれる学校づくり」を、保護者・地域とも十分に協議を行って進めるとともに、「新たな学びの場」とする場合には円滑な移行ができるよう努めること。
- 3 教職員の力量の向上を基盤とし、学校間の連携、学校と地域・家庭・事業所との協働・分担を推進し、児童・生徒の知・徳・体を一体的に育成し、「自学自習の資質能力」の伸張を図ること。
- 4 老朽化や劣化の激しい小中学校の校舎・体育館について、令和3年2月に策定した「長野市学校施設長寿命化計画」に基づき、必要に応じた改築や長寿命化改修を進めること。
- また、避難所に指定されている小中学校の校舎や体育館などのトイレの洋式化改修を早急に進めること。
- 5 児童・生徒が望ましい環境での学習ができるよう、特別教室へのエアコン整備を計画的に進めること。
- 特に、設置要望が高い理科室については早期に進めること。
- また、災害時には避難所にもなる学校体育館へのエアコン整備についても、計画的に進めること。
- 6 市立長野高等学校について、次代を担う人材育成のため、総合学科の特色を活かし生徒一人ひとりの進路希望の実現に向けて教育体制の充実を図るとともに、引き続き大学や地域等と連携して多様な教育内容を構築すること。
- さらに、サッカー部、スピードスケート部をはじめとする部活動や国際交流の充実を図り、教育環境の整備など魅力ある高校づくりを推進すること。
- また、中高一貫教育については、市立長野高等学校と同長野中学校の間で緊密な連携を図り、基幹校としてその成果を市内の小中学校に還元することにより、長野市教育のレベルアップが図られるよう進めること。
- 7 児童・生徒のいじめ、不登校等の解決を図るため、家庭・地域と連携するとともに、いじめ問題等調査員やスクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家も活用し、教育相談・指導体制の充実を図ること。

8 教育支援センターS a S a L A N Dを中核とし、全市的な視点から、不登校児童生徒の居場所と学びの機会の確保について推進するとともに、長期欠席児童生徒についても、アウトリーチスタッフによる必要な支援や学びの場へとつながるサポートを推進すること。

また、第2のS a S a L A N Dのような安心を実感できる居場所を設置できないか検討していくこと。

9 子どもたちの多様な選択肢を確保するため、フリースクール等民間施設との連携を図るとともに、保護者への負担軽減の支援策について調査分析し、よりよい支援の在り方について検討すること。

10 教職員の指導者としての倫理観を高め、資質向上を図るとともに、多様化する教育課題に万全を期すため、研修の充実を図ること。

11 新たな時代の学びを支えるため、「G I G Aスクール構想」による、児童生徒1人1台端末の利活用を促進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、自学自習の資質能力の伸張に努めるとともに、端末を効果的に活用するためのサポート体制の充実を図ること。

また、小学校・中学校におけるI C Tを活用したプログラミング教育の充実を図ること。

12 児童生徒1人1台端末の更新手続きについては、スムーズな更新がなされるよう、長野県、事業者及び学校と連携を密にし、児童・生徒に影響が出ないよう更新作業に努めること。

13 特別な配慮が必要な児童・生徒のため、特に小学校と保育園・幼稚園間における相互連携を促進し、特別支援教育の充実を図ること。

14 学校図書館を充実させるため、蔵書率を国の基準まで引き上げるとともに、児童・生徒が利用しやすい図書館環境の整備を行うこと。

また、学校司書の処遇改善等の検討を進めること。

15 未来を担う子どもたちが、地球規模の諸問題に対応できるよう、E S DやS D G sの推進に資する活動を進めること。

16 中山間地域の児童・生徒に対する遠距離通学対策や通学路の安全の確保に万全を期すこと。

また、多発する事件・事故・犯罪の未然防止策として、通学路の点検を行うとともに、パトロールの強化や防犯カメラの設置など、必要に応じた対策を進めること。

- 17 「長野市版 新しい水泳学習」については、全市的な視点から、学校プール施設の更新時期や状態等を見据えて移行する学校を選定し、関係する団体と綿密に協議を行い計画的に移行していくこと。
- 18 学習習慣・生活習慣の定着を図るとともに、体育・保健体育や健康教育の充実によって健康の増進を図り、基礎体力の向上や運動習慣の定着に資すること。
- 19 国際化教育のより一層の推進を図るとともに、一校一國運動は、子どもたちの人権教育及び国際理解教育の重要な場であるため、運動の活性化を図ること。
- 20 日本語指導が必要な外国籍等児童・生徒の教育について配慮すること。
- 21 理科教育センターを充実し、理科教育の振興を図ること。
- 22 全ての人権を大切にすることを教育を行うこと。
- 23 「放課後子ども総合プラン」については、主管するこども未来部と連携し、内容の充実が図られるよう進めること。
- 24 中核市への教職員の人事権移譲については、県との整合性を図りながら、慎重に進めること。
- 25 学校教育における教具教材及び備品、消耗品等の整備充実を図ること。
- 26 障害のある児童・生徒の教育の推進のため校舎のバリアフリー化など環境整備に努めること。
- 27 私立学校・専修学校等に対する助成については、一層の充実を図ること。
- 28 児童・生徒が地域の自然や食文化、産業などに理解を深めるため、地産地消を農協や農業者と十分に協議し進めるなど、学校給食を通じて、食育指導の充実を図ること。
- 29 児童・生徒の保健指導の徹底と安全管理に努めること。
- ◎30 児童・生徒を性被害から守るため、教育現場で働く従事者の性犯罪歴を確認できる日本版DBSの対応を国の動向を注視しながら進めていくこと。
- ◎31 部活の地域展開についてはスポーツ活動、文化芸術活動ともにスムーズな移行ができるように引き続き他部局と連携し、生徒の活動機会を失うことのないよう努めること。
- ◎32 児童・生徒の登下校に関して路線バスの減便等に対応すること。
- 33 生涯学習を総合的に推進するため、公民館・生涯学習センター・交流センターにおける学習内容の充実を図るとともに、必要な施設整備を行うこと。
また、公民館など社会教育施設の指定管理者制度導入については、指定管理者の裁量や自由度が低いことため慎重に検討すること。
- 34 交流センターについて、地域活動の拠点施設として、地域住民による主体的なまちづくり活動や交流の場として活用されるよう利用者の声に耳を傾け運用の改善等に努めること。

35 令和元年東日本台風災害により被災した長沼交流センターについては、長野市災害復興計画に基づき早期復旧を図ること。

◎36 地域公民館に対する建設等事業補助金に関しては、物価高騰、燃料費高騰、人件費増などの外部環境の変化を踏まえ、増額を検討すること。

37 教育における家庭・学校・地域の相互の連携に努めること。

38 青少年育成指導者や地域で活躍できる小・中・高校生のリーダーの養成等により、地域の子どもの活動や育成会の活動の支援を行うこと。

39 青少年の非行防止のため、街頭指導・環境浄化・少年相談・啓発活動等、少年育成センター機能を充実すること。

40 長野市青少年保護育成条例を適正に運用し、青少年を取り巻く社会環境の整備に努め、青少年の健全育成を図ること。

41 青少年錬成センターの運営内容及び施設を充実し、心身ともに健全な青少年の育成に努めること。

42 多様化する市民要望に応えた図書館サービスを提供するため、幅広い資料の収集、新たに導入した電子図書の活用に努めること。

また、南部図書館の在り方について、市のまちづくりとあわせ住民自治協議会や地元の方々と検討を進めること。